

第95回大阪府大規模小売店舗立地審議会

開催日時：平成28年6月2日(木) 午後2時から午後3時まで

開催場所：大阪府咲洲庁舎18階会議室

案 件	審議結果等
(仮称)アクロスプラザ大東(大東市) 【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。 大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが適当である。 夜間に発生する騒音については、近接する住居への影響が懸念されるので、設置者が「生活環境の保持に配慮した事項」で提示した対応策を確実に履行するなど、十分配慮すること。
イオンモール四條畷(四條畷市)【変更】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。